

令和5年名古屋第一検察審査会審査事件（申立）第15号ないし第17号

申立書記載罪名 虚偽告訴

検察官裁定罪名 虚偽告訴

議決年月日 令和5年6月21日

## 議 決 の 要 旨

審査申立人

(氏名) 本 藏 義 信

審査申立人

(氏名) 菊 池 永 喜

審査申立人ら代理人弁護士

(氏名) 井 上 健 人 外2名

被疑者

(氏名)

被疑者

(氏名)

被疑者

(氏名)

不起訴処分をした検察官

(官職氏名) 名古屋地方検察庁 検察官検事 鈴木 健 太 郎

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 早 川 尚 志

上記被疑者らに対する虚偽告訴被疑事件（名古屋地検令和4年第104913号ないし第104915号）につき、令和5年3月29日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人らの申立事件を併合し、審査補助員を委嘱して審査を行い、次のとおり議決する。

## 議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分はいずれも不当である。

## 議 決 の 理 由

### 1 被疑事実の要旨

被疑者らは、申立人らに刑事上の処分を受けさせる目的で、共謀の上

- (1) 平成28年8月5日、愛知製鋼株式会社代理人弁護士らをして、愛知県警察本部本部長にあて、別紙1の事実を記載した書面1通を作成せしめた上、同月6日頃、これを同本部長に提出して虚偽の申告をし
- (2) 平成29年2月21日、前記弁護士らをして、同本部長にあて、別紙2の事実を記載した書面1通を作成せしめた上、同月22日頃、これを同本部長に提出して虚偽の申告をし

たものである。

### 2 検察審査会の判断

当検察審査会は本件不起訴記録及び審査申立書等を精査し、本件について把握した事実関係は次のとおりである。

- (1) 申立人本蔵は愛知製鋼の元専務で、同社のセンサ事業等を指揮する立場にあったものであり、現在は専務退任後に自らが設立した会社（マグネデザイン）の代表取締役をしている。また、申立人菊池は愛知製鋼の元社員であり、現在はマグネデザインの取締役をしている。
- (2) 愛知製鋼と申立人らとの間においては、センサ技術及びその特許などについての紛争があり、愛知製鋼内において、マグネデザインが行った特許出願に対し、その対応について弁護士を交えて相当期間検討がなされ、その結果、申立人らに対し、刑事告訴、民事訴訟などで対応する方針が決まり、本件虚偽告訴に関連する刑事告訴手続が行われた。
- (3) 申立人らは愛知製鋼による刑事告訴（第1次告訴）により、刑事捜査の対象となり、その捜査過程で判明した事実に基づき追加して刑事告訴（第2次告訴）






がなされ、それにより申立人らは逮捕・勾留され、相当期間身柄を拘束されることになった。

- (4) 申立人らは、第2次告訴の公訴事実により、平成29年3月15日に不正競争防止法違反により名古屋地方裁判所に起訴されたが、同裁判所において令和4年3月18日に無罪判決が出され、同判決が同年4月2日に確定するまで、名古屋地方検察庁の検察官と申立人らは、刑事訴訟手続において、刑事訴追を行う立場と受ける立場（被告人）という対立関係にあった。
- (5) 前記無罪判決後、申立人らは、令和4年5月10日付け本件告訴状を名古屋地方検察庁に送付し、同告訴状は同月27日に受理されたが、同告訴については、令和5年3月29日に「嫌疑なし」との理由で不起訴裁定処分がされた。

(不起訴処分に対する検察審査会の判断)



検察審査会が把握した事実関係を踏まえ、本件不起訴処分について検討すると、申立人らにつき、第1次告訴の行為については、愛知製鋼の業務であったのか、マグネデザインの業務であったのか、記録上判然としない。これは、そもそも、申立人本蔵が愛知製鋼在職中に同社と競合的な事業を行うマグネデザインを設立し、兼務状況であったことに起因しており、申立人らにおいて業務の分別が適切になされていたのか疑念があるところである。

しかし、本件不起訴処分については、告訴受理から約10月経過してなされたものであり、その間の検察官の検討方法については、これまでの申立人らと愛知製鋼の一連の紛争経緯などからみると違和感を感じるところである。

申立人らは、愛知製鋼の告訴により相当期間身柄を拘束され、また、刑事訴訟手続における検察官と愛知製鋼の捜査協力関係、検察官と申立人らの対立関係をも踏まえると、検察官の本件告訴に対する前記対応等については、市民感覚として納得し難いものがある。

また、愛知製鋼は、マグネデザインの冒認出願問題について、弁護士を交えて対応を検討し、その結果、当初は、民事手続を主として対応を検討していたもの

を、刑事告訴を先行して行う方針に変更したことが認められる。

これら一連の経緯において、愛知製鋼は、愛知製鋼の技術情報、マグネデザインの特許公報記載の技術情報、そして平成25年4月9日に申立人菊池が愛知製鋼岐阜工場会議室でホワイトボードに記載した情報を単純に比較し、愛知製鋼の技術情報とマグネデザインの特許公報記載の技術情報がほぼ一致したものであると認識していたことが認められる。

しかしながら、①本件紛争に関する公知情報と愛知製鋼の技術情報の差異（愛知製鋼の技術情報の技術的意義又は経済的価値（以下「効用」という。））、②同公知情報とマグネデザインの特許公報記載の技術情報の差異（マグネデザインの技術情報の効用）を踏まえ、③愛知製鋼とマグネデザインの技術情報の効用を比較し、マグネデザインの技術情報が、愛知製鋼の技術情報を不正に取得し使用したものであるか等についての専門的な比較検討が、愛知製鋼社内において行われた形跡については認めることが出来ず、結論として申立人らに対して愛知製鋼が行った刑事告訴については、十分な調査検討が行われたうえでなされたものとは言い難い。

さらに付け加えると、①マグネデザインが行った各特許権の出願経過において、公知事実との関係で当初、進歩性がないものとして特許庁から拒絶査定がなされていること、②申立人らの開示先会社において別会社向け装置として類似の装置が公知情報として存在していたこと、③マグネデザインの冒認出願が問題となったことで愛知製鋼側が作成した報告書において、マグネデザインの特許出願について「明細はコンセプト的な説明なので、これだけを参考にしても、具体的にワイヤ張り装置の再現はできない」との記載が存在することを考慮すれば、前記調査検討についてはより慎重に行われるべきである。

そうであるとした場合、たとえ、刑事告訴を法人である愛知製鋼が行ったものであるとしても、被疑者らは、申立人らに対する本件刑事告訴の被疑事実について、愛知製鋼の営業秘密には該当しない、すなわち、虚偽である可能性があるこ



とを認識しながら、申立人らとのこれまでの経緯もあり、本件刑事告訴により申立人らが刑事訴追を受けることになっても致し方ないという認識（未必の故意）を有していたと評価されてもやむを得ない可能性も十分にあり得る。

なお、被疑事実の要旨(1)の告訴において、申立人菊池については、愛知製鋼の内規に反するデータ持出行為が認められ、この点で愛知製鋼の同(1)の告訴については全て客観的事実に反するとはいえない面もあるものの、結論としては被疑事実の要旨(1)、同(2)の各告訴ともに比較検討が十分になされたとは認められず、上記可能性についての結論が左右されるものではない。

以上により、検察審査会は、検察官のした不起訴処分の裁定については、このまま納得することはできず、本件に関する紛争の遠因をふまえた上で、更に検討を求めるものである。

よって、上記趣旨のとおり議決する。

令和5年6月21日

名古屋第一検察審査会



別紙1

被告訴人本藏義信（以下、「被告訴人本藏」という。）は、昭和49年4月1日から平成26年6月18日までの間、鉄鋼の製造、加工及び販売並びに磁石、磁気センサ、電子部品並びにその応用機器の開発、製造及び販売等を目的とする告訴人愛知製鋼株式会社（以下、「告訴人」という。）の役員又は従業者として、MIセンサの製造開発等に係る業務に従事し、告訴人との委任契約又は告訴人の就業規則等により、告訴人に対し、業務中に知った秘密を保持すべき任務を負っていた者であり、平成24年9月21日からは、マグネデザイン株式会社（以下、「マグネデザイン」という。）の代表取締役である者、被告訴人菊池永喜（以下、「被告訴人菊池」という。）は、昭和47年3月20日から平成27年6月末日までの間、告訴人の従業者として、MIセンサの製造開発等に係る業務に従事し、告訴人の就業規則等により、告訴人に対し、業務中に知った秘密を保持すべき任務を負っていた者であり、平成27年11月1日からは、マグネデザインの取締役である者であるが（以下、両者を併せて呼称する場合、「被告訴人ら」という。）、共謀の上

- 1 平成27年2月12日午前8時7分から同24分頃、愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地所在の告訴人社内において、不正の利益を得る目的又は告訴人に損害を与える目的で、被告訴人菊池においてアクセスすることが可能であった営業秘密情報を、可搬型記録媒体に複写した上で、さらにその頃、自らが保有又は占有する記録媒体に複写し、もって、上記営業秘密の管理に係る任務に背いて、営業秘密情報を不正に領得し
- 2 マグネデザインの業務に関し、不正の利益を得る目的又は告訴人に損害を加える目的で、被告訴人らにおいてアクセスすることが可能であった営業秘密情報を、平成25年9月3日から同月6日頃までの間、前記告訴人社内において、株式会社Aの従業員らに対して、被告訴人らが株式会社Aに依頼した実験機の製造に用

いるため、メール送信又は郵送するなどした上で、もって、上記営業秘密の管理に係る任務に背いて、営業秘密情報を不正に使用するとともに、株式会社Aの従業員らにこれを不正に開示し

- 3 マグネデザインの業務に関し、不正の利益を得る目的又は告訴人に損害を加える目的で、被告訴人らにおいてアクセスすることが可能であった営業秘密情報を、何らかの方法で不正に領得した上で、平成25年2月13日、平成26年1月22日及び平成27年5月7日、東京都千代田区霞が関3丁目4番3号所在の特許庁において、営業秘密情報を用いて、特許庁官吏に対して、マグネデザインを出願人とする特許出願を行い、もって、上記営業秘密の管理に係る任務に背いて、営業秘密情報を使用するとともに、特許庁官吏にこれを不正に開示し

たものである。





別紙 2

被告訴人本藏義信（以下、「被告訴人本藏」という。）は、昭和49年4月1日から平成26年6月18日までの間、鉄鋼の製造、加工及び販売並びに磁石、磁気センサ、電子部品並びにその応用機器の開発、製造及び販売等を目的とする被告訴人愛知製鋼株式会社（以下、「愛知製鋼」という。）の役員又は従業者として、MIセンサの製造開発等に係る業務に従事し、同業務に関連し同社の営業秘密であるMIセンサに関する製造装置及び同社電磁部サーバーに蔵置された技術情報・ノウハウ等が記録された電磁的記録を閲覧等する権限を付与されるなどして同社から営業秘密を示された者、被告訴人菊池永喜は、昭和47年3月20日から平成27年6月末日までの間、同社の従業者として、MIセンサの製造開発等に係る業務に従事し、同業務に関連し前記被告訴人本藏と同様に同社から営業秘密を示された者であるが、被告訴人両名は、共謀の上、不正の利益を得る目的又は同社に損害を加える目的で、同社の営業秘密の管理に係る任務に背き、平成25年4月9日、岐阜県各務原市鵜沼大伊木町3丁目36番地同社岐阜工場501棟1階会議室において、株式会社Aの従業員に対し、愛知製鋼のMIセンサ製造工程に用いるワイヤ整列装置の構造と機能に関する技術情報を、口頭及び図示により説明し、もって愛知製鋼の営業秘密を開示したものである。

